

議案第 4 1 号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、木材利用の促進及び普及啓発を図るため、森林環境事業基金を設置することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例（平成25年大口町条例第46号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次のように加える。

森林環境事業基金	森林環境事業を推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定による木材利用の促進及び普及啓発のための事業の実施に必要な財源に充てるとき。
----------	---------------------------------	---

別表第3に次のように加える。

森林環境事業基金	一般会計
----------	------

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
略	略	略	略	略	略
電算機器整備基金	電算機器の整備を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 行政事務に係る電算機器整備の財源として充てるとき。 2 学校等の情報化教育に係る電算機器整備の財源として充てるとき。	電算機器整備基金	電算機器の整備を円滑に推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	1 行政事務に係る電算機器整備の財源として充てるとき。 2 学校等の情報化教育に係る電算機器整備の財源として充てるとき。
森林環境事業基金	森林環境事業を推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第34号）第34条の規定による木材利用の促進及び普及啓発のための事業の実施に必要な財源に充てるとき。			
別表第3（第3条、第7条関係）			別表第3（第3条、第7条関係）		
基金の名称	会計名		基金の名称	会計名	
略	略		略	略	
電算機器整備基金	一般会計		電算機器整備基金	一般会計	
森林環境事業基金	一般会計				

改正要旨

1 改正の趣旨

(1) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林は、地球温暖化防止機能、土砂崩れ等の災害防止機能といった公益的機能を有し、国民一人ひとりに広く恩恵を与えています。しかし、その一方で、近年は、林業の採算性の問題による森林所有者の経営意欲の低下、山村地域での人口減少による担い手不足が課題となっています。

このような現状から、

○地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出目標の達成

○災害防止を図るための森林整備等の地方財源の安定的な確保

○市町村の役割を強化し、自然的条件の悪い森林について、所有者からの委託を受けて市町村自ら管理を行う新たな森林管理制度の創設

を踏まえ、国民一人ひとりが負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

(2) 「森林環境事業基金」の設置

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法律」といいます。）が平成31年4月1日（森林環境税に係る事項については令和6年1月1日）に施行されたことに伴い、森林環境譲与税が、令和元年度から市町村に譲与されます。

このため、大口町においては、法律の規定に基づき譲与される森林環境譲与税の額を、木材利用の促進及び普及啓発のための事業の財源に充てることとし、当該事業の執行残額等を積み立てるため、新たに「森林環境事業基金」を設置するものです。

2 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

(1) 森林環境税

区 分	仕 組 み
賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の均等割の賦課徴収と併せて行います。
税率	年額1,000円
賦課期日	1月1日
国への払込み	市町村は、都道府県を経由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込みます。
施行期日	令和6年度から課税されます。 (法律の施行日：令和6年1月1日)

(2) 森林環境譲与税

区 分	仕 組 み
森林環境譲与税	森林環境税の収入額に相当する額とし、国が市町村及び都道府県に対して譲与。
譲与基準	森林環境譲与税の10分の9に相当する額を、私有林人工林面積（10分の5）、林業就業者数（10分の2）、人口（10分の3）で按分して譲与。 *私有林人工林面積は、林野率により補正。 ・林野率85%以上 : 1.5倍に割増し ・林野率75%以上85%未満 : 1.3倍に割増し ・林野率75%未満 : 補正なし
譲与時期	毎年度 9月及び3月
譲与額	120万円/年度（令和元年度～令和6年度 試算）
用途及び公表	①用途（法律第34条第1項） ・市町村は、森林環境譲与税を、次の施策に要する費用に充てなければなりません。

	<p>○森林の整備に関する施策</p> <p>○森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大口町においては、保育園の「木育」の取組や木製の机、いす等の購入、また、公共施設の木造化、内装の木質化といった、木材利用の促進や普及啓発に関する事業に活用します。 <p>②公表（法律第34条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の長は、森林環境譲与税の使途に関する事項について、公表しなければなりません。
<p>施行期日</p>	<p>令和元年度から譲与されます。</p> <p>（法律の施行日：平成31年4月1日）</p>
<p>経過措置</p>	<p>①財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和5年度までの間における譲与税の財源は、暫定的に国の交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還。 <p>②譲与割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から令和14年度まで段階的に設定、令和15年度から譲与基準の10分の9。 <p>令和元年度～令和6年度：100分の80</p> <p>令和7年度～令和10年度：100分の85</p> <p>令和11年度～令和14年度：100分の88</p>

3 施行期日

令和元年7月1日から施行します。